

告示第1255号

令和5年11月1日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について
(公示)

令和6・7年度において鹿児島市(市立病院、交通局、水道局及び船舶局を含む。以下同じ。)が行う物品の購入、売払い若しくは修繕又は製造の請負(以下「物品購入等」という。)の契約に係る入札又は見積りに参加する者に必要な資格を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定等に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定等により公示します。

なお、当該契約に係る入札又は見積りに参加しようとする者は、令和6・7年度における鹿児島市物品購入等入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を下記の要領で提出してください。

記

1 入札又は見積りに参加する者に必要な資格

(1) 一般競争入札又は見積りに参加する者に必要な資格

一般競争入札又は見積りに参加することができる者は、次に定める資格要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 営業に関し法令上許認可を必要とする場合において、当該許認可を得ている者であること。

ウ 印刷に登録を希望する者(取扱品が封筒のみの場合を除く。)にあつては、令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において印刷機等を保有(リース等を含む。)していること。

(2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加することができる者は、(1)に定める要件を全て満たし、かつ、次に定める資格要件を全て満たす者であること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

ア 事務所等

本市に法人等設立（設置）申告書を提出してある事務所、営業所、出張所、店舗、事業所等を有する法人又は本市内に事務所、営業所、出張所、店舗、事業所等を有する個人であること。

イ 販売等の実績

基準日において、継続して1年以上の営業実績があり、基準日の属する事業年度の直前の事業年度分に係る損益計算書に記載された売上実績が、次に掲げる額以上であること。

(ア) 法人にあつては、400万円

(イ) 個人にあつては、150万円

ウ 従業員の数

本市と実際に取引しようとする事務所等の常勤従業員の数が基準日において2人以上であること。「常勤従業員の数」とは、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれいう。

エ 経営の規模及び状況

指名競争入札の方法によって締結する物品購入等の契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

(3) 定例見積合わせに参加する者に必要な資格

定例見積合わせに参加することができる者は、(1)に定める要件を全て満たし、かつ

(2) のアを満たす者であること。

2 申請書の受付要領

(1) 申請書の受付期間

令和5年12月1日（金）から同月14日（木）まで（当日消印有効）

(2) 申請書の提出方法

郵送

(3) 申請書類

ア 鹿児島市物品購入等入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 電算登録票（様式あり）

ウ 添付書類（別表に記載のとおり）

(4) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局財政部契約課物品契約係（本館3階）

電話 099-216-1161 ファックス 099-216-1164

3 その他

(1) 名簿登載

入札又は見積りに参加する資格があると認めた者については、鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登載する。

(2) 名簿の有効期間

作成された名簿の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、市長が新たに令和8年度以降の鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿を確定するまでの間は、その効力を有するものとする。

別表

	提出書類名	提出上の注意	発行所
1	誓約書	日付及び申請者欄を記入	
2	契約書の写し又は履行証明書	電算登録票2-2に記入した全ての契約実績について提出	履行証明書は契約発注者
3	(法人) 商業登記簿謄本	発行日が令和5年9月1日から同年12月14日までのもの(コピー可)	法務局
	(個人) 身分証明書	発行日が令和5年9月1日から同年12月14日までのもの(コピー可)	本籍地の役場
4	印鑑証明書	(法人) 発行日が令和5年9月1日から同年12月14日までのもの(原本)	法務局
		(個人) 発行日が令和5年9月1日から同年12月14日までのもの(原本)	住所地の役場
5	納税証明書(コピー可) ※発行日が令和5年9月1日から同年12月14日までのもの (市税及び国民健康保険税を納付してから日数が経っていない場合、納付状況が確認できる書類(領収書・口座振替の方は通帳等)を発行窓口へお持ちください。) ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予措置を受けている場合は猶予措置を受けた納税証明書の提出を可とします。	(法人の場合) ア 鹿児島市発行の「市税」の「滞納がないことの証明書」(鹿児島市内に事務所等がない場合は提出不要) イ 税務署発行の「消費税及地方消費税」の「納税証明書その3」(「その3の3」でも可。未納税額のない証明用。電子納税証明書も可とするが、電子データ(PDF形式)を紙に印刷して提出)	ア 資産税課 又は各支所 イ 本社所在地の税務署
		(個人の場合) ア 鹿児島市発行の「市税」の「滞納がないことの証明書」(鹿児島市内に事務所等がない場合は提出不要) イ 鹿児島市発行の令和5年度分の「国民健康保険税」納税証明書(使用目的が指名入札のもの)(鹿児島市国民健康保険以外の保険に加入している場合は、その保険証のコピー(保険者番号、被保険者番号・記号等をマスキングしたもの。事業主の住所地及び事務所等がともに鹿児島市外の場合は、提出不要))	ア 資産税課 又は各支所 イ 国民健康保険課又は各支所

		ウ 税務署発行の「消費税及地方消費税」の「納税証明書その3」（「その3の2」でも可。未納税額のない証明用。電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出）	ウ 住所地の税務署
6	財務諸表等	（法人の場合） 令和5年12月1日直前1期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）のコピー （個人の場合） 令和4年分所得税の確定申告書（個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、当該番号をマスキングしたもの。第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等のコピー	
7	契約実績調書	官公庁以外の実績について大分類ごとに1件ずつ記入	
8	委任状	本社から営業所等に年間委任する場合のみ提出（原本に限る。）	
9	営業許認可証等	登録を希望する営業種目に次の営業種目がある場合に認可証等のコピーを提出 「自動車修理(220)」「石油(250)」「ガス・薪炭(260)」「薬品(420)」「医療用機器(430)」「その他(480)」 登録を希望する営業種目について古物商許可を有する場合は許可証のコピーを提出	主務官庁
10	代理（特約）店証明書	登録を希望する営業種目に関して代理店・特約店関係がある場合に提出（コピー可）	
11	障害者雇用状況報告書又は障害者雇用報告書（市様式）	法定雇用障害者が1人以上になる規模（43.5人以上）の事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条及び第8条の規定に基づく「障害者雇用状況報告書」のコピーを提出 上記事業者以外で障害者雇用をしている場合は、市様式にて提出	
12	印刷機器設備状況報告書	大分類印刷に登録希望の場合のみ提出（取扱品が封筒のみの場合を除く。）	

13	交通局物品納入等希望調書	交通局が指定する品名等の納入等を希望する場合のみ提出	
14	水道局物品納入等希望調書	水道局が指定する品名等の納入等を希望する場合のみ提出	
15	船舶局物品納入等希望調書	船舶局が指定する品名等の納入等を希望する場合のみ提出	
16	受付票	商号又は名称の欄のみ記入すること。	